

高 第 158 号
令和6年12月18日

社会福祉法人 慈照会
理事長 利光 弘文 様

四街道市長 鈴木 陽介

令和6年度社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条の規定により令和6年11月14日に貴法人に対する指導監査を実施したところ、別紙のとおり是正改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

連絡先

千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所 福祉サービス部

高齢者支援課 賦課給付係

電話 043-420-7522

別紙

1 文書指摘事項

法人名 社会福祉法人 慈照会

区分	項目	指摘内容	備考
法人運営	評議員・評議会	在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていません。速やかに欠員の補充を行うこと。	社会福祉法第40条第3項
		評議員会への報告並びに決議があったとみなされる場合に、評議員全員からの同意の意思表示の書面又は電磁的記録がないので、是正すること。	社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び第195条
	理事会	理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。	社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条